

申告相談が始まります

市は平成21年分の申告相談を、2月12日から3月15日まで行います。確定申告が必要のない人でも、市・県民税や国民健康保険税の税額を決めるために市への申告が必要な場合があります。別途配布している「申告の手引き」「申告相談日程表」をよく読み、期限までに申告を済ませていただくようお願いいたします。ここでは、今回の申告に関係する所得税、市・県民税の改正点と併せ、申告相談のポイントをお知らせします。

申告相談の期間は、2月12日金から3月15日土までです。ことしも昨年同様、5自治区を巡回する方式で開催します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

日程など詳しくは、1月14日困に全戸配布する「申告の手引き」と「申告相談日程表」をご覧ください。

申告相談では、相談者の待ち時間を短縮するため、事業所得（営業等、農業）や不動産所得に関する収入と経費、医療費控除について、必ず領収書などを集計した上で相談会場にお越しください。集計が済んでいない場合は集計終了後の受け付けとなります。

申告に必要なものは次のとおりです。

- ①申告書が市または税務署から送付されている人はその申告書
- ②印鑑（認め印で可）
- ③給与・公的年金などの源泉徴収票や支払調書
- ④事業収入（営業等、農業）、不動産収入がある人は、収支内訳書
- ⑤医療費控除を受ける人は、21年中に支払った医療費の領収書（必ず、支払った医療費の合計額などをまとめた明細書を作成してください）
- ⑥生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・健康保険料などの控除（払込）証明書や領収書
- ⑦申告者本人の口座番号がわかるもの（所得税が還付になる場合に必要）

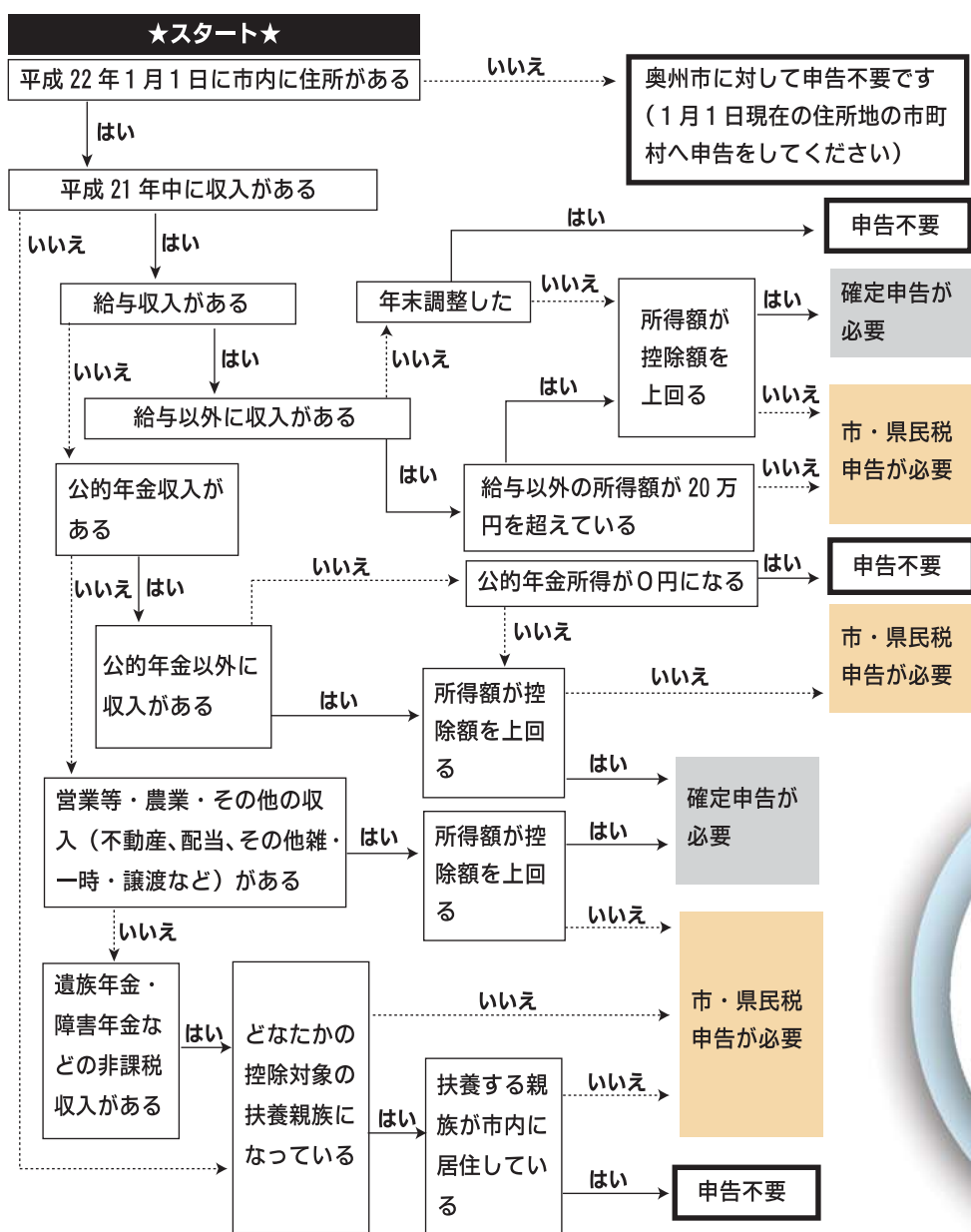
お問い合わせは2月10日までに

申告相談期間中は、市民税課職員は全員各地区の申告業務に従事しています。そのため期間中は、電話などでの問い合わせに対応できませんので、ご不明な点につきましては、2月10日困までにお問い合わせください。

なお、同期間中のお問い合わせは、お手数ですが直接申告相談会場へお越しください。また、各税務分室では市・県民税申告書の提出のみとなり、申告相談はできませんのでご了承ください。

■問い合わせ〓本庁市民税課（内線344〓347）

「申告が必要かどうか」確認してみましょう



※上記は一般的な例のため、該当しない人はお問い合わせください

【所得税、市・県民税の改正点】

【住宅借入金等特別控除】

「住宅借入金等特別控除」（住宅ローン控除）は、所得税で控除しきれなかった額の一部を市・県民税で税額控除する措置です。法改正により、この措置の対象者が、これまでの平成11年から18年の入居者に加え、21年から25年の入居者も対象となりました。

併せて、市・県民税の住宅ローン控除の適用を受ける場合、21年分からは市への申告が不要となりました。ただし、確定申告や年末調整での住宅ローン控除の申告は必要です。

※19、20年に入居された人は所得税での優遇措置があるため、市・県民税の住宅ローン控除の対象にはなりません

【減価償却資産の耐用年数の変更】

平成21年分の申告から、農業用の機械と装置などの耐用年数が変わります（農業用として計上される自動車は変更ありません）。

これまでの申告では、種類ごとに耐用年数が区分されていましたが、今回の改正では「農業用設備」としてひとくくりの区分に整理され、耐用年数が「7年」に統一されました。20年12月31日以前に取得した農業用資産の償却費で20年分までの申告で未償却の金額があった場合は、21年分以降は新耐用年数での計算となります。

【上場株式等の配当】

上場株式等の配当を申告する場合、これまでは「総合課税」のみでしたが、今回から「分離課税」も選択ができるようになりました。それぞれを選択した場合の違いは、次のとおりです。

▼配当控除（税額控除）〓総合課税：あり、分離課税：なし
▼上場株式等の譲渡損との損益通算〓総合課税：なし、分離課税：あり

要介護認定を用いた認定書などで控除が受けられます

【障害者控除を受けるための認定書】

65歳以上で要介護認定を受けている人は、市が発行する認定書により、要介護度に応じて障害者控除を受けることができます。印鑑・手数料は不要です。

○認定基準 ▶特別障害者…平成21年12月末（21年中に亡くなった方は死亡日）時点で、要介護状態区分が要介護4以上の人または主治医意見書で寝たきり度の区分が重いことが確認できる人（同時に身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人は、認定書は不要）

▶障害者…21年12月末（21年中に亡くなった方は死亡日）時点で、要介護状態区分が要介護1～3の人（同時に身体障害者手帳3～6級の交付を受けている人は、

■問い合わせ・申請先

認定書不要）▶注意…要支援1・2の人は対象外です

【おむつ代の医療費控除に必要な証明書など】

おむつ代の医療費控除を初めて受けようとする人は、医師が発行する証明書が必要です（有料。申請書は各総合支所介護保険担当課にあり）。ただし、要介護認定を受けている人で控除が2年目以降の場合は、市が発行する書類で控除を受けられます。印鑑・手数料は不要です。

○対象 次のすべての要件を満たす人

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人
- ②主治医意見書により、寝たきり度の区分が重く、尿失禁発生の可能性のあることが確認できる人

本庁長寿社会課（内線262）、各総合支所介護保険担当課

▶税のお知らせ